

第 1 号議案

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する第 19 条第 1 項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）を行うものとする。

令和 7 年 3 月 21 日提出

尾張旭市都市計画審議会

会長 水 津 功

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）

都市計画生産緑地地区を、次のように変更する。

面 積	備 考
約 2. 6 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第 1 4 条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。

生産緑地地区の変更理由書

1 生産緑地地区とは

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的としています。

2 生産緑地地区の指定要件

現に農林漁業の用に供されている農地等であって、次の要件を全て満たすもの。

- ① 公害や災害を防止し、都市の環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること。
- ② 面積が一団で500㎡（5畝）以上であること。
- ③ 農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。

3 生産緑地地区内における行為の制限

生産緑地地区は、農地等として管理することが義務づけられているため、建築物などの建築や、土地の形質の変更等は、原則としてできません。

4 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由

- ① ※買取申出があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く）が行われなかった場合。
- ② 公共施設等の敷地（用地）となった場合。
- ③ 土地区画整理事業の仮換地指定に伴う場合。
- ④ 地積更正で面積が変更した場合。
- ⑤ これらの変更によって、残った農地では生産緑地地区としての指定要件を欠く場合。
- ⑥ 団地が分断したため、新たに団地番号をつけた場合。
- ⑦ 「2 生産緑地地区の指定要件」を満たし、新たに生産緑地地区を指定する場合。

※ 買取申出

生産緑地地区は、次の場合に限り市長に時価で買い取るよう申し出ることができる。

- 生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合。
- 農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合。
- 特定生産緑地地区に指定されてから10年を経過した場合。

5 今回の都市計画変更の理由と内容

理由番号	除 外 (減)		指 定 (増)		合 計	
	面積 (㎡)	団地数	面積 (㎡)	団地数	面積 (㎡)	団地数
4-①	-4,797	-4			-4,797	-4
4-②						
4-③						
4-④						
4-⑤						
4-⑥						
4-⑦						
計	-4,797	-4			-4,797	-4

変更状況調書

尾張旭市決定

生産緑地地区の一団数及び面積

	変 更 前	増 減	変 更 後
一 団 数	3 1 団地	－ 4 団地	2 7 団地
面 積	3. 1 h a (3 1, 2 5 3 m ²)	－ 0. 5 h a (－ 4, 7 9 7 m ²)	2. 6 h a (2 6, 4 5 6 m ²)

箇所別調書

一団番号	増 減	変 更 面 積	理由番号	理 由
2－4	除 外	－ 1, 9 9 6 m ²	4－①	指定後 3 0 年経過による制限解除
3－1	除 外	－ 1, 5 4 2 m ²	4－①	死亡による制限解除
5－3	除 外	－ 6 8 3 m ²	4－①	指定後 3 0 年経過による制限解除
9－2	除 外	－ 5 7 6 m ²	4－①	死亡による制限解除
	除外 (減)	－ 4, 7 9 7 m ²		
	指定 (増)	0 m ²		
	合 計	－ 4, 7 9 7 m ²		

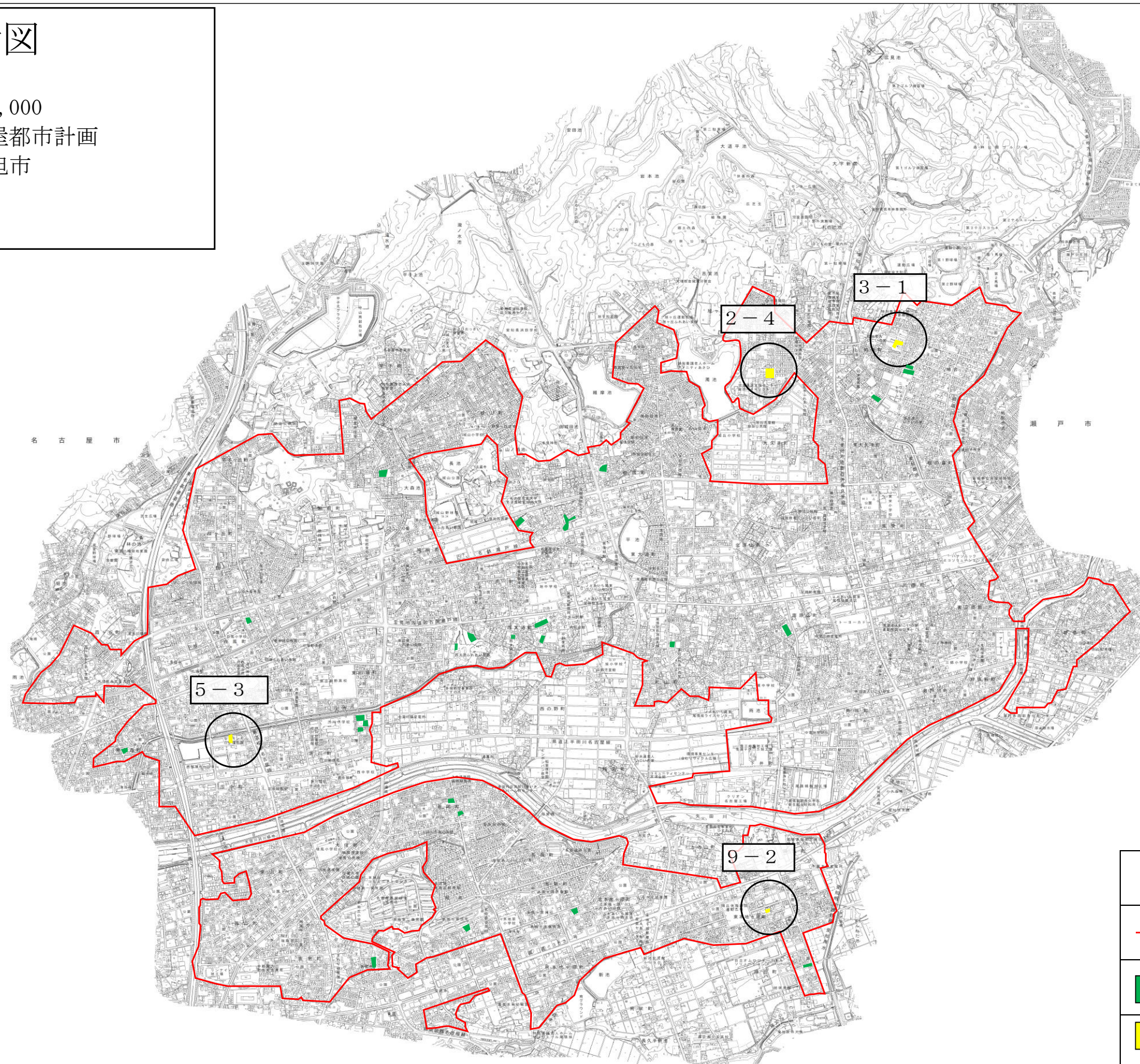
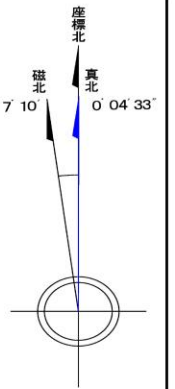
都市計画の策定経緯の概要

名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)

事 項	時 期	備 考
事 前 協 議	令和6年10月31日	
事 前 協 議 回 答	令和6年11月29日	
案 の 縦 覧	令和7年2月5日から 令和7年2月19日まで	縦覧者：4名 意見書の提出：0名
市都市計画審議会	令和7年3月21日	
協 議	令和7年3月下旬	
協 議 回 答	令和7年4月下旬	
市 告 示	令和7年5月上旬	

総括図

縮尺 1/25,000
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 尾張旭市



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

※都市計画基本図の精度は、
地図情報レベル2500です。



計画図

縮尺 1/2,500
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 尾張旭市
一団番号 2-4

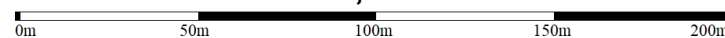


凡 例	
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

※都市計画基本図の精度は、
地図情報レベル2500です。

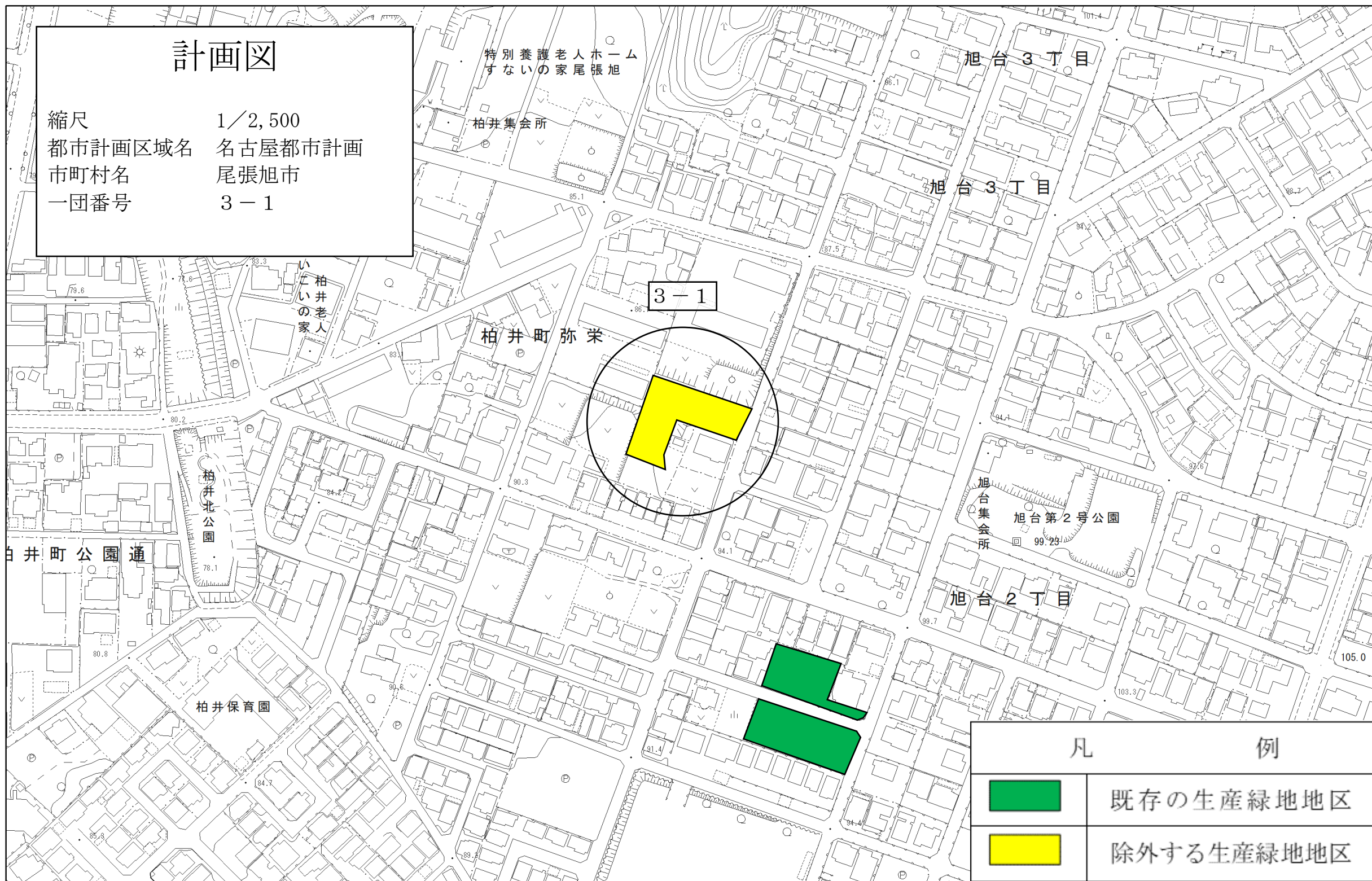
1/2,500

令和3年1月撮影、令和3年12月現地調査、令和4年3月測図



計画図

縮尺 1/2,500
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 尾張旭市
一団番号 3-1



凡	例
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

※都市計画基本図の精度は、
地図情報レベル2500です。

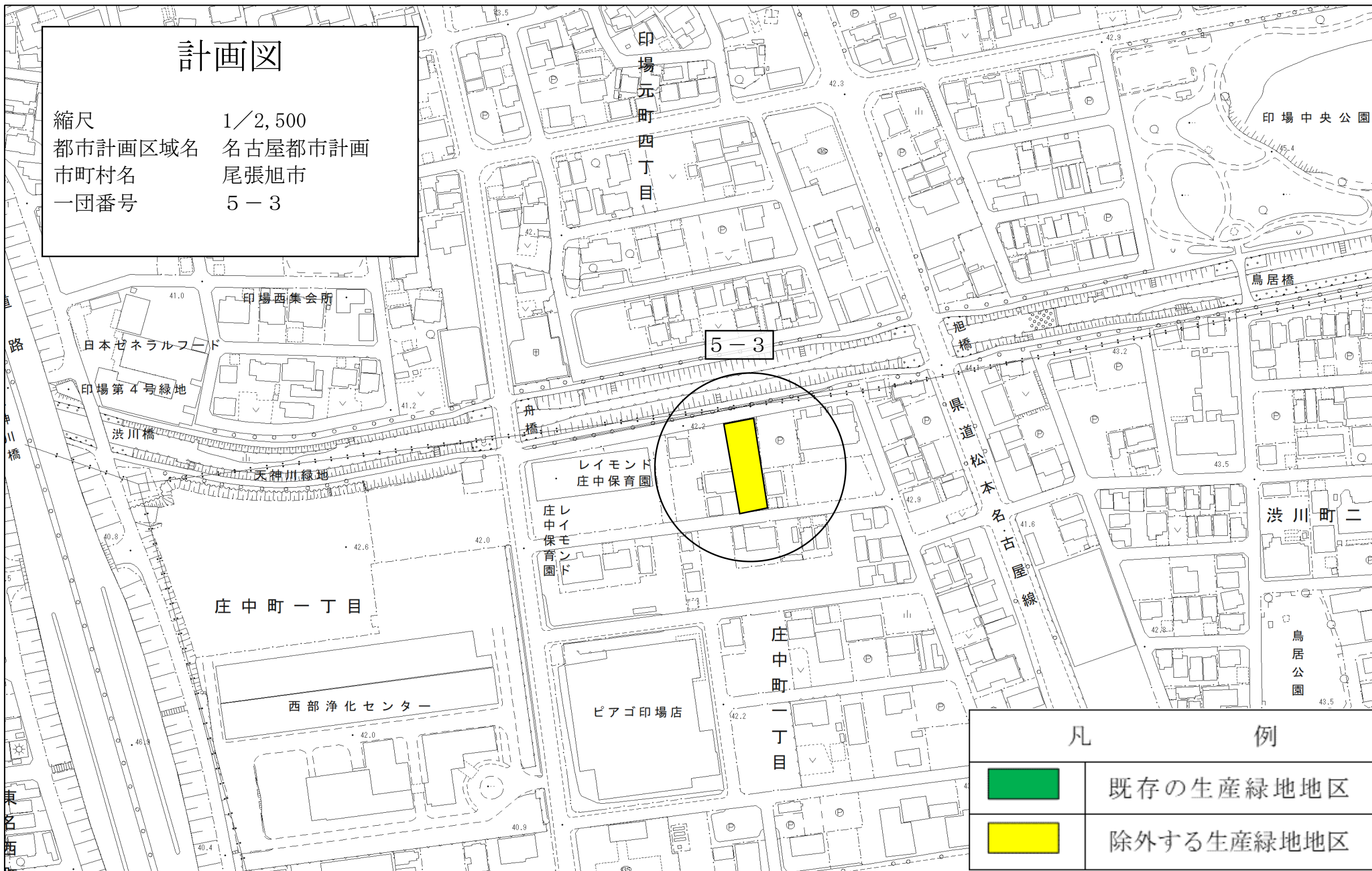
1/2,500

令和3年1月撮影、令和3年12月現地調査、令和4年3月測図

0m 50m 100m 150m 200m

計画図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 名古屋都市計画
 市町村名 尾張旭市
 一団番号 5-3



凡 例	
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

※都市計画基本図の精度は、
地図情報レベル2500です。

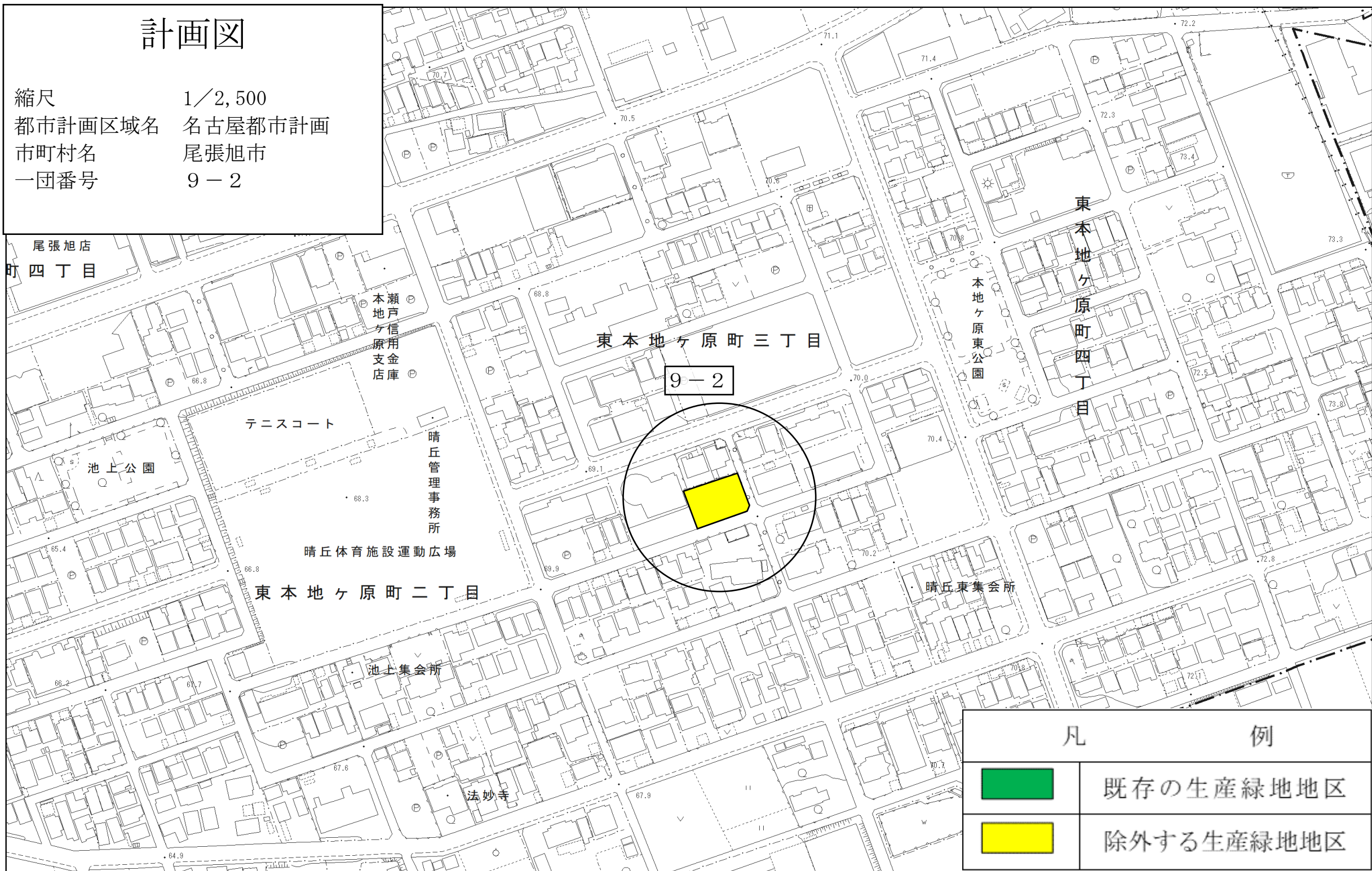
1/2,500

令和3年1月撮影、令和3年12月現地調査、令和4年3月測図

0m 50m 100m 150m 200m

計画図

縮尺 1/2,500
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 尾張旭市
一団番号 9-2



凡	例
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

※都市計画基本図の精度は、
地図情報レベル2500です。

1/2,500

令和3年1月撮影、令和3年12月現地調査、令和4年3月測図

0m 50m 100m 150m 200m